



徳島県報

発行者 徳島県
発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

定期第900号 令和7年12月23日発行

目 次

【告示】

| 番号 | 表 | 題 | 担当課名 |
|-----|---|---------------------------------------|---------|
| 625 | | 令和7年度自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場等を告示する件 | 防災対策推進課 |
| 626 | | 県営土地改良事業の工事が完了した件 | 農山漁村振興課 |
| 627 | | 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した件 | 教育委員会 |
| 628 | | 特定調達契約について一般競争入札に付する件 | 公安委員会 |

【海区漁業調整委員会指示】

| 番号 | 表 | 題 | 担当課名 |
|----|---|---|------|
| 7 | | 漁業法の規定に基づき、徳島県海域において「やす」及び「は具」の使用を禁止する件 | |

徳島県告示第六百二十五号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百十四条、第百十七条第一項及び第一百十八条の規定により、令和七年度の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

令和七年十一月二十三日

徳島県知事　後藤田　正　純

一　募集期限、試験期日及び試験種目

男子及び女子の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生

| 試験回 | 募集期限 | 試験期日 | 試験種目 |
|-----|-----------------------|--|------------|
| 第六回 | 令和八年一月二十三日 (火曜日)まで | 令和八年一月二十日(火曜日)又は 二十一日(水曜日)のいずれか一日 予備日 令和八年一月二十一日(木曜日) | 筆記試験及び適性検査 |
| | 令和八年一月二十五日(日曜日) | 口述試験及び身体検査 | |

備考

1　筆記試験及び適性検査については、インターネットを利用する方法により受験するものとする。

2　筆記試験は、国語（作文を含む。）、数学、地理歴史及び公民につき、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める高等学校卒業程度の学力について試験するものとする。

二　口述試験及び身体検査試験場

男子及び女子の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生

| 試験回 | 名 称 | 位 置 |
|-----|-------------|-----------------|
| 第六回 | 海上自衛隊徳島航空基地 | 板野郡松茂町住吉字住吉開拓三八 |

三　応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の初日現在で十八歳以上三十三歳未満の者で、学校教育法に定める高等学校卒業程度以上の学力を有し、かつ、次のいずれにも該当しないもの

- 拘禁刑以上の刑又は刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号）第十二条に規定する懲役若しくは同法第十三条に規定する禁錮に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から一年を経過しない者

3 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他
の団体を結成し、又はこれに加入した者

四 採用予定月

令和八年三月又は四月

五 志願票の受領及び提出先

志願票は、各市役所若しくは各町村役場又は自衛隊徳島地方協力本部若しくはその出
張所等で受領し、提出すること。

徳島県告示第六百二十六号

次の者の申請に係る徳島県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第二百十三条の三第三項の規定により公告する。

令和七年十二月一十三日

| 申請人の住所及び氏名 | 地区名 | 工事の完了年月日 | 徳島県知事 | 後藤田正純 |
|--------------------------|-------|------------|-------|-------|
| 三好市三野町太刀野七六番地 中西裕ほか七名 | 花園池地区 | 令和六年二月二十九日 | | |

徳島県告示第六百二十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百四十二条の二第一項の規定により、
次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和七年十二月一十三日

徳島県知事　後藤田　正純

| 名 称 | 住所又は事務所の所在地 | 委託した公金事務 | 指定年月日 |
|--------------|---------------|-----------------------------------|-----------|
| 一般社団法人大学支援機構 | 徳島市新蔵町二丁目二四番地 | 世代を超えて開かれつながる社会教育推進事業に係る寄附金の収納の事務 | 令和七年十二月三日 |
| | | | 令和七年十二月三日 |
| | | | 委託年月日 |

徳島県告示第六百二十八号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十一号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和七年十一月一十三日

徳島県知事　後藤田　正　純

一　入札に付する事項

1　調達物品等の名称及び予定数量

徳島県警察本部庁舎ほか二箇所で使用する電気（電力量の四十パーセントが再生可能エネルギー由来の電力であること。）

調達期間における予定使用電力量の合計　一、七二一、〇〇キロワットアワー

2　調達物品等の特質等

仕様書による。

3　契約期間

令和八年二月一十日から令和九年三月三十一日まで

4　調達期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

5　需要場所

| 施設名 | 所在地 |
|-----------|-------------------|
| 徳島県警察本部庁舎 | 徳島市万代町一丁目五番地一 |
| 交通機動隊庁舎 | 板野郡松茂町笠木野字八北開拓三五三 |
| 警察学校射撃場 | 徳島市論田町中開五一一 |

二　入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格は、1から9までに掲げる事項の全てに該当する者であることとする。

1　地方自治法施行令第一百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2　物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第一一六号）第四条第一項の規定による審査により入札に参加する資格（以下「入札審査要綱参加資格」という。）を有すると認められた者であること。

3　徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

4　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

5　会社更生法（平成十四年法律第二百五十四号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成十一年法律第二百一十五号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成十六年法律第七十五号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者で

あること。

- 6 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第一条の二の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- 7 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報開示、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入等に関し、入札説明書に掲げる条件を満たす者であること。
- 8 調達期間の初日から供給することが可能である者であること。
- 9 需要場所における予定使用電力量の供給に十分な電源を確保している者であること。

三 入札審査要綱参加資格の審査の申請手続に関する事項

- 1 入札審査要綱参加資格を有していない者で、この入札への参加を希望するものは、知事が定める一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（以下「審査申請書」という。）に必要書類を添付して、2の（一）に掲げる受領期限までに2の（二）に掲げる提出場所へ提出し、入札審査要綱参加資格の審査を受けなければならない。
- なお、受領期限までに申請を行つた場合でも、審査申請書等に不備があるときは、この入札公告に係る入札審査要綱参加資格が与えられないことがある。

2 審査申請書等の受領期限及び提出場所

（一）受領期限

令和八年一月二十日（火曜日）午後五時

（二）提出場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課調度担当（電話 〇八八・六二一・一〇六七）

四 契約条項を示す場所等

- 1 契約条項を示す場所並びに入札説明書、仕様書及び契約条項についての問合せ先

徳島市万代町一丁目五番地一

徳島県警察本部警務部会計課施設管理室管財係

電話 〇八八・六二一・三一〇一

- 2 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付場所

（一）交付期間

令和七年十一月二十三日（火曜日）午前九時から令和八年一月十七日（火曜日）午後五時まで

（二）交付場所

徳島県警察ホームページにおいて無償で交付する。

五 入札に参加する者に求められる事項等

- 1 入札に参加しようとする者は、二に規定する入札に参加する者に必要な資格の確認を受けるため、次に掲げる書類（以下「確認資料」という。）を、県の指定する様式により、2の（一）に掲げる提出期間内に2の（二）に掲げる提出場所へ提出すること。

（一）入札参加資格確認票

二酸化炭素排出係数等適合証明書

- （二）電気事業法第一条の二の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを証

明する書類の写し

適正な電力供給のための体制が分かるもの（供給約款等）

電力供給実績調書

確認資料の提出期間、提出場所、提出方法及び提出部数

2 (五)(四) 提出期間

令和七年十一月一日至三日（火曜日）から令和八年一月二十日（火曜日）まで（県の休日（徳島県の休日を定める条例（平成元年徳島県条例第二号）第一条第一項各号に掲げる日をいう。）を除く。）の午前十時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）

3 (二) 提出場所

郵便番号 七七〇・八五一〇

徳島市万代町二丁目五番地一

徳島県警察本部警務部会計課施設管理室管財係

電子メール kanzai2@police.pref.tokushima.jp

ファクシミリ ○八八・六一一一・九四八七

4 (三) 提出方法

電子メール、ファクシミリ、直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便（簡易書留郵便を含む。以下同じ。））とし、提出期間内に必着の」と。）

5 (四) 提出部数

一部とする。

6 入札手続等

1 (一) 入札並びに開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

日時

令和八年一月十八日（水曜日）午後一時三十分

場所

徳島市万代町二丁目五番地一

徳島県警察本部入札室

2 (二) 入札書の提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、2の（一）に掲げる提出期間内に必着のこと。）

3 (一) 郵送による場合の入札書の提出期間及び宛先

提出期間 令和八年一月三十一日（金曜日）から同年二月十七日（火曜日）午後五時まで

宛先

郵便番号 七七〇・八五一〇

徳島市万代町二丁目五番地一

徳島県警察本部警務部会計課施設管理室管財係

4 (二) 入札方法

入札金額は、調達期間の電気料金の総額を記載する」と。

なお、落札者の決定に当たつては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十

に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもつて落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百十分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札保証金及び契約保証金

免除

5 入札の失格

入札書記載金額と入札内訳書記載の合計額（税抜）が一致しない者は失格とする。

6 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 二に規定する入札に参加する者に必要な資格がないと認められた者及び虚偽の申請を行つた者のした入札

(二) 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であつて封書の表面に「徳島県警察本部庁舎ほか二箇所で使用する電気（電力量の四十パーセントが再生可能エネルギー由来の電力であること。）の入札書在中」の朱書がなく、入札書であることが確認できなかつた入札

記名のない入札

(四)(三) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもつて価格を表示しない入札

同一事項に対しても二通以上の入札

他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札
代理人が入札する場合に委任状を提出しないでした入札

明らかに連合によるものと認められる入札

(九)(八)(七)(六)(五) その他入札に関する条件に違反した入札

7 落札者の決定方法

徳島県契約事務規則（昭和三十九年徳島県規則第三十九号）第十八条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行つた者を落札者とする。落札となるべき同価の入札を行つた者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わつて本件入札執行事務に關係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

8 契約書作成の要否

9 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県警察本部警務部会計課

徳島市万代町二丁目五番地一

契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 詳細は、入札説明書による。

11 その他

(二) 本件特定調達契約は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百三十四条の三の規定に基づく長期継続契約である。契約締結日の属する年度の翌年度以降においてこの契約に係る県の予算が成立しなかつた場合又は減額となつた場合は、県はこの契約の全部又は一部の変更又は解除をすることがある。この場合において、県は、当該変更又は解除が行われたことによる損害賠償の責めを負わないものとする。

(三) **問合せ先**

徳島市万代町一丁目五番地

德島県警察本部警務部会計課施設管理室管財係

岡山県警察 kanzai2@police.pref.tokushima.jp

Summary

- 1 Nature and Quantity of the Products to be Purchased
Electricity used in Tokushima Prefectural Police Headquarters building, and 2 other facilities.
Estimated Electricity: 2,712,000kWh
 - 2 Period for the Submission of Tender
Hand delivered submissions: 1:30 p.m. on February 18, 2026
Submissions by mail: between January 30, 2026 and 5:00 p.m. on February 17, 2026
 - 3 Section in charge of contract
Finance Division, Police Administration Department,
Tokushima Prefectural Police Headquarters.
2-5-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima, 770-8510, Japan
Tel : 088-622-3101
 - 4 Enquiry Section, regarding Notice of Tender
Finance Division, Police Administration Department,
Tokushima Prefectural Police Headquarters.
2-5-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima, 770-8510, Japan
Tel : 088-622-3101

徳島海区漁業調整委員会指示第七号

漁業法（昭和二十四年法律第一百六十七号）第五十一条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和七年十一月一十三日

徳島海区漁業調整委員会 会長 今治清孝

一 定義

この指示において「やす」とは、鋭利な金具を棒の先端に取り付け、魚介類を突き刺して採捕する道具をいい、「は具」とは、岩盤などに固着した貝類及び海藻類等を剥ぎ落として採捕する道具で、熊手及び移植にてを除くものをいう。

二 指示の内容

徳島県海域のうち、第一種共同漁業権漁場内においては、「やす」及び「は具」を使用して水産動植物を採捕してはならない。

三 指示の適用除外

この指示は、次に掲げる場合には、適用しない。

- 1 漁業権又は入漁権に基づいて操業する場合。
- 2 徳島県漁業調整規則（令和二年徳島県規則第八十八号）（以下「規則」という。）
第三条の規定により知事の許可を受けた者が、当該許可に基づいて操業する場合。
- 3 規則第四十三条第一項の規定により知事の許可を受けた者が、当該許可の範囲内で採捕する場合。
- 4 漁業法施行規則（昭和二十五年農林省令第十六号）第四十一一条の許可を受けた者が、当該許可に基づいて採捕する場合。

四 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和八年一月一日から同年十一月三十日までとする。